

安全報告書 (2026年)



弥彦山ロープウェイ

弥彦観光索道株式会社

1. 利用者の皆様へ

当社の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、誠に有難うございます。
当社は、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の尊重とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや、安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解をいただくために公表するものです。皆さまからの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

弥彦観光索道株式会社

代表取締役社長 赤塚 宰

2. 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

当社の経営理念の第一は、安全の確保です。「安全基本方針」を次のように掲げ、社長以下従業員に周知・徹底しております。

- ① 一致団結して輸送の安全の確保に努めること
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること
- ④ 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いに努めること
- ⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置を行うこと
- ⑥ 情報は漏れのないよう迅速、正確に伝えること
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組むよう努めること

(2) 安全目標

第12期索道輸送安全目標（令和6年～令和11年）は次表のとおりです。
今年度、設備不具合による事故及び人身障害事故は発生しませんでした。
引き続き、目標達成に向けて取り組む所存です。

区 分	項 目	内 容
定量的な目標	設備不具合による事故	乗客の死亡を伴う事故を発生させない。
	人身障害事故	事故を発生させない。

3. 事故等の発生状況とその再発防止措置

(1) 索道運転事故（索道人身障害事故）

令和7年度、索道運転事故（索道人身障害事故）はありませんでした。

(2) 災害（地震、暴風雨、豪雪など）

令和7年度、災害による運行停止はありませんでした。

なお、雷接近による安全確保の為、10回（延べ5時間30分）の運転見合わせがありました。

(3) インシデント（事故の兆候）

令和7年度、北陸信越運輸局へのインシデント報告はありませんでした。

(4) 行政指導等

令和7年度、北陸信越運輸局からの指導等はありませんでした。

4. 輸送の安全確保のための取組み

(1) 人材教育

当社では、輸送や皆さまの安全に役立つよう、年間を通して施設及び乗客の取り扱いについての安全教育を実施しています。

(2) 緊急時対応訓練

毎年2回、春と秋に関係係員一同で応急下降訓練を実施しています。



応急下降訓練（4月）



応急下降訓練（10月）

(3) 安全のための投資と支出

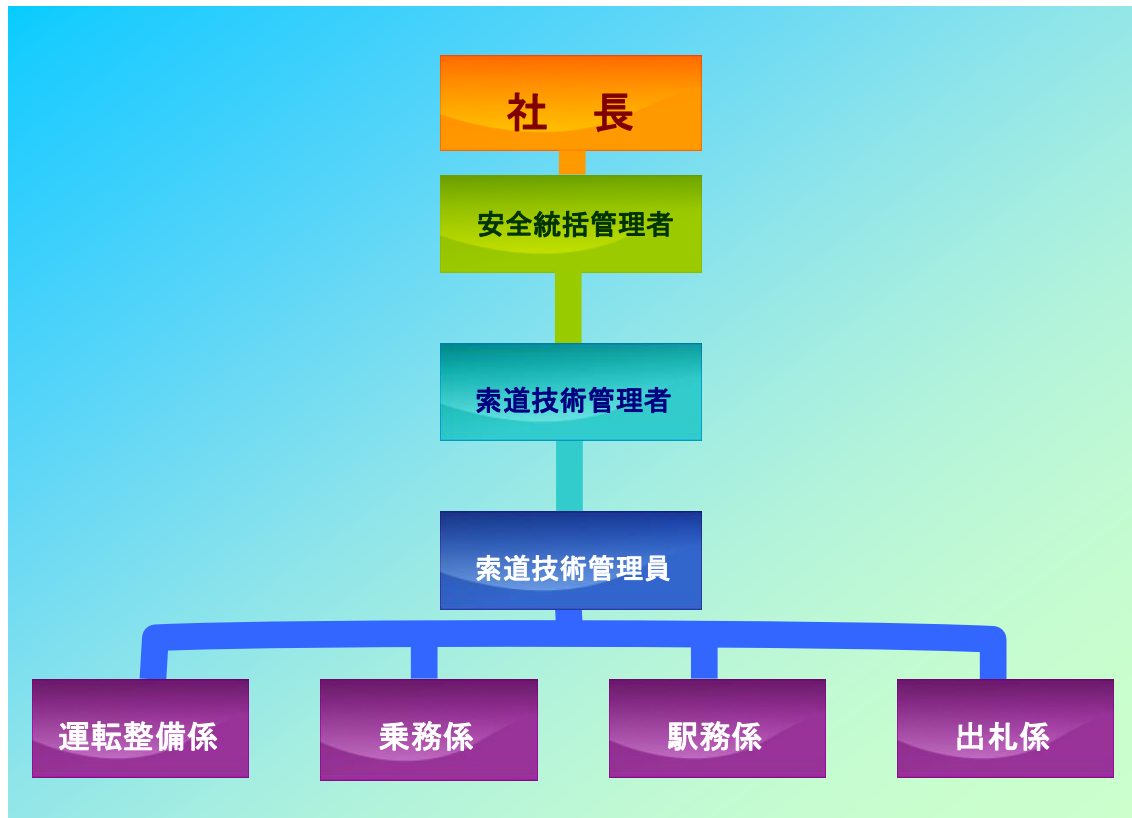
安全の維持・向上のため、営業収入の5%を目処に施設の修繕費に充てています。

令和7年度は、支索探傷検査を実施しました。



5. 当社の安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。



社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	索道事業の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	索道の運行管理、索道施設の保守の管理、その他の技術上及び教育訓練等の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

6. 利用者の皆様の連携とお願い

(1) お客様から事業所への要望

(2) 事業所からお客様へのお願い

- ① 円滑に改札、発車する為に発車時刻 2、3 分前には改札口に来られるようお願いします。また改札時乗車券は各自 1 枚ずつお持ちください。
- ② 乗車の際リュックサック等お持ちのお客様は、他のお客様にご迷惑をかける恐れがありますので肩から降ろしてのご乗車をお願いします。
- ③ 車内での飲食は、他のお客様にご迷惑をかける恐れがありますのでご遠慮ください。
- ④ 安全確保の為、改札後は係員の指示に従ってください。

7. ご連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全への取組みに対するご意見をお寄せください。

〒959-0323

新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦2898番地

弥彦観光索道株式会社（弥彦山ロープウェイ）

TEL 0256-94-4141

FAX 0256-94-4725

E-mail yahiko@hotel-juraku.co.jp